

経営安定関連保証（セーフティネット保証）の
特定中小企業者の認定に係るQ & A

補足版

（新型コロナウイルス感染症に影響を受けた者に係る対応について）

※既存の回答事例集についても確認の上、本件を補足版としてご活用ください。

令和2年3月3日

1. セーフティネット保証4号、5号共通の補足

問1. 4号と5号の違いは何か。もし事業者から相談を受けた場合、どちらを勧めればよいのか。

答 4号：100%保証、全業種（保証対象業種に限る）、売上減少要件▲20%

5号：80%保証、指定業種あり、売上減少要件▲5%

4号と5号の保証限度額は同枠であり、どちらでも認定可能な場合は、4号の方が100%保証であり、事業者が融資を受けやすくなるメリットがある。但し、自治体の制度融資で活用できる号が決まっている場合などもあるため留意が必要。また、必要があれば重複して認定を出しても差し支えない。

問2. 売上高等の減少を確認するための証拠書類はどのようなものを求めればよいか。

※「経営安定関連保証に係る特定中小企業者認定等に関する回答事例集」（平成31年4月1日）

5. 経営安定関連保証5号 問1-4の準用

答 主な書類としては、試算表、売上台帳、その他売上が分かる資料であれば、幅広く柔軟に認めることを可とし、各自治体において適切に判断することで差し支えない。

問3. 「売上高等」を前年と比較する際、事故や災害等の特殊事情により前年同期の売上高等が著しく低かった場合、そうした特殊事情を考慮した上で認定することは可能か。

※「経営安定関連保証に係る特定中小企業者認定等に関する回答事例集」（平成31年4月1日）

1. 総論 問1-3補足

答 当該特殊事情が合理的に説明できるものであれば、認定にあたって考慮することは可能。その場合、当該特殊事情の影響を受けない時期での同期比較で売上高等が減少しているという事実を確認することが必要。

(例) 令和2年2月の売上高等の実績で認定判断を行う際に、前年の平成31年2月に特殊事情が生じていた場合、特殊事情の影響を受けない時期として、前々年の平成30年2月の売上高等の実績で比較を行うことも想定される。

問4. 創業後1年を経過しておらず、前年の売上高等を比較できない場合は、認定は可能か。

答 認定はできない。

創業者に対しては、セーフティネット保証ではなく、創業保証等の100%保証メニューもあるため、最寄りの信用保証協会へ相談されるように案内されたい。

問5. 1年前から店舗数や事業内容が増えている又は業態を変換したため、事業全体では売上高等の減少要件を充足しないが、一部店舗又は事業で要件を充足する場合、認定は可能か。

答 認定はできない。

事業全体の売上高等の増減で判断する。

問6. 事業全体で売上高等の減少要件を充足しているが、1年前から店舗数や事業内容が減っている又は業態を変換している場合、認定は可能か。

答 個別事情等のヒアリングにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていると判断できる場合には、認定しても差し支えない。

問7. 市区町村への認定申請の手続きを、金融機関の担当者等が代理で行うことは差し支えないか

答 新型コロナウイルス感染症の影響が広く表われており、事業者が本業の事業継続に係る取組に専念する必要があることも考えられることから、金融機関の担当者等が代理で申請を行うことも差し支えないこととする。

しかしながら、本来は事業者本人が市区町村へ申請するものであることから、必要に応じ事業者本人への確認等を求めることとされたい。

問8. 認定申請審査に用いた書類は全て保存しておく必要があるのか。

答 各市区町村において規定する文書管理規定等によるものとし、他の審査業務等と同様の取扱いとされたい。

問9. 令和元年10月から消費税が10%に引き上げられたことの影響について、認定上留意する点は何か。

答 令和元年10月以降の月毎の消費税を除く売上高が前年同期に比して減少しているにもかかわらず、消費税率引上げという要因により外見上認定基準

を満たさない場合において、認定対象としないことには疑義がある。
そこで、特定中小企業者認定要領の認定基準を用いるにあたり、次のような対応が考えられる。

【消費税込みの売上高で比較した結果、消費税率引上げによる影響と考えられる程度の差で認定基準を満たさない場合】

○このような場合は、消費税抜きの売上高の比較により認定基準を満たすかどうかの判定を行うことが適当。

○そのため、事業者等から相談、申し出等があった際は、簡易的に以下のとおり消費税分を調整（控除）することで対応することも可能とする。

・令和元年10月以前の売上高について「月売上高×100／108」

・令和元年10月以降の売上高について「月売上高×100／110」

○上記調整の結果、認定基準を満たす場合は、調整後の数字を記載した申請書により、認定するものとする。

※消費税込みの売上高の比較により、認定基準を満たす場合は、そのまま認定していただいて何ら差し支えない。

※業種によっては、軽減税率である8%と10%が混在した税込売上高となっている場合もあるため、上記方法は統一的なものではなく、必要に応じた調整を行って対応頂きたい。

2. セーフティネット保証4号関係

問 10. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者であることをどのように確認すればよいのか。

答 地震や台風といった外形的に明確な影響がある災害と異なり、新型コロナウイルス感染症についてはその影響を受けていることを外形的に判断することは困難。

したがって、認定申請を行う事業者の個別事情・業況を聞き取りなどで確認し、当該事情等に一定程度の合理性が認められる場合には、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者であると判断して差し支えない。

問 11. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者であることを確認するために、事業者から何らかの挙証書類等を徴求する必要があるか。

答 新型コロナウイルス感染症が国内中小企業者に与えている影響は大きく、資金繰りの安定化について迅速な対応が求められることから、統一的に挙証書類等を徴求することは差し控え、認定書を窓口へ提出した際、事業者から口頭で状況等について確認を行い、影響を受けていることを確認することで差し支えない。

問 12. 今回の新型コロナウイルス感染症の指定期間の始期が2月18日とされているが、2月の売上高実績は2月18日以降の日割売上高を月換算して求める必要があるのか。

(※参考：2月18日は、各都道府県からの知事要請の中で一番早く要請のあった日を形式的に始期としたものであり、影響の発生した始期という意味ではありません。)

答 2月の売上高実績は、2月1日からの実績を用いて差し支えない。認定申請の時点で一部未集計等の場合は見込みを含んでもよい（もしくは判明している実績を月換算しても可）。また、次問のとおり、柔軟な対応を可とする。

問 13. 令和2年3月の認定申請審査時に採用し得る売上高等の実績の例は。

答 前問の2月の売上高実績のほか、令和2年1月下旬以降、新型コロナウイルス感染症の影響は事業者ごとに異なる時期から出ていることが想定されるところ、例えば同年2月後半から影響を受けている場合には、2月後半の2週間分だけの売上高等を月換算し、前年2月の売上高等と比較するなど、柔軟な対応とされたい。

(例) 令和2年3月申請分

⇒令和2年2月後半の2週間分の売上高等について月換算し、前年2月売上高等と比較する方法でも可。(もしくは前年2月後半の2週間分の売上高等との単なる比較でも可。)

(例) 令和2年3月11日申請分

⇒令和2年2月10日～同年3月10日の30日間を最近1ヶ月として、前年の同期間の売上高等と比較する方法でも可。

なお、令和2年4月以降については既に令和2年2月以降の売上高については1ヶ月分の実績が把握できるものと考えられることから、原則として最近1ヶ月の売上高等の実績にて審査することを原則とする。但し、何らかの個別事情により未集計等であれば判明している実績の月換算等でも可。

問 14. 本号の認定基準は、「原則として最近1ヶ月間の売上高等の減少とその後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高等の減少」が要件となっているが、「その後2ヶ月間の見込み」を具体的にどのように算出したらよいか。

答 「その後2ヶ月間の見込み」については、新型コロナウイルス感染症の影響による事業への影響を踏まえた売上高の見込みとなることから、基本的には認定申請者の申出によるものとする。例えば、認定申請者にヒアリングした結果、2月売上と同じくらいの状況がしばらく続きそうということであれば「2月売上と同水準で3月、4月が推移する」という見込みでも差し支えない。

問 15. A 指定地域から B 指定地域に移転し、1 年経たない間に被災した場合、いずれも指定地域であるため認定申請は可能か。

※「経営安定関連保証に係る特定中小企業者認定等に関する回答事例集」（平成 31 年 4 月 1 日）

4. 経営安定関連保証 4 号 問 5 補足

答 既存の回答事例集では、「地域を移転している場合、移転を要因とした売上高の減少を排除できないことから原則、認められない。」とあるが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の必要性を鑑み、事業実体に変化がなく、移転を要因とした売上高の減少であることが明らかな場合を除き、認定を行って差し支えない。

3. セーフティネット保証 5 号関係

問 16. 令和 2 年 3 月及び同年 4 月における認定申請書に記載する売上高如何。

答 新型コロナウイルス感染症の影響が時々刻々と変化している状況に鑑み、令和 2 年 3 月及び 4 月中に事業者から提出された認定申請書に記載する売上高等は、「直近 3 ヶ月」ではなく、2 月以降直近 3 ヶ月の売上高が算出可能となる 5 月までは、直近の売上高実績の減少と売上高見込みを含む 3 ヶ月間の売上高減少を要件とすることも可。

但し、その場合、直近実績での売上高減少の要件充足も必要とする。

(例)

- ・ 3 月に 5 号の認定を得ようとする場合

直近の売上高（2 月の売上高実績）＋その後 2 ヶ月の売上高（3 月、4 月の売上高見込み）の 3 ヶ月間

⇒ 2 月の売上高実績でも前年同期比▲ 5 %が必要

- ・ 4 月に 5 号の認定を得ようとする場合

直近の売上高（2 月、3 月の売上高実績）＋その後 1 ヶ月の売上高（4 月の売上高見込み）の 3 ヶ月間

⇒ 2 月＋3 月の売上高実績でも前年同期比▲ 5 %が必要

問 17. 令和 2 年 5 月以降の認定申請書についての取扱い如何。

答 令和 2 年 5 月以降に提出される認定申請書は、新型コロナウイルス感染症の影響が発出し始めた令和 2 年 2 月以降から 3 ヶ月を経過しているため、原則として「直近 3 ヶ月」の売上高等の実績を記載することが必要。

なお、令和 2 年 2 月以降の 3 ヶ月の売上高等が一部未集計等で確認できる書類が無い場合等は、令和 2 年 3 月、4 月における認定申請書の記載方法等に倣った記載方法でも差し支えない。

問 18. 本Q & Aの弾力的運用は新型コロナウイルス感染症の影響を受けている業種に限ったものか。

答 新型コロナウイルス感染症は、特定の業種に限って影響を及ぼしているものではないため、指定されている全業種に同運用を適用して差し支えない。